

平成17年(ワ)第87号, 平成18年(ワ)第16号 遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔外 2 2名

被告 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

平成19年4月23日

新潟地方裁判所高田支部

鑑定嘱託先への添付資料について

鑑定嘱託先への送付資料をめぐり、当事者双方から意見が提出されているところですが、双方の意見を検討した結果、「鑑定事項及び送付資料」(案)に「2007年4月13日付け原告意見書の別紙1」を加えたものを最終的な送付資料とすることにします。

なお、各当事者が削除を求める部分については、いずれも修正しないことにします。

以上